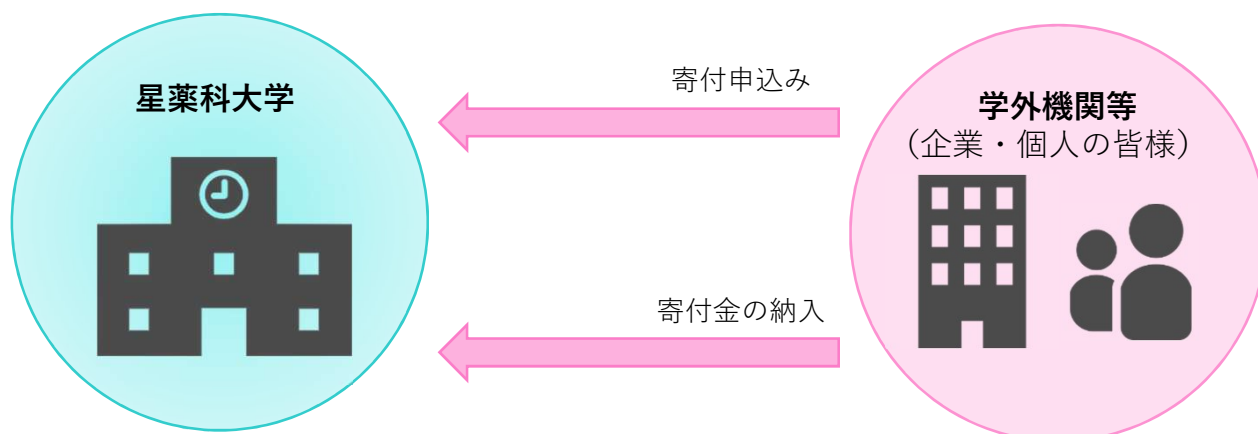


# 奨学寄付金

## (概要)

星薬科大学の特定の研究者や教育研究組織による教育・研究の奨励等を目的にご寄付いただく制度です。その経費は、学術研究や教育の充実・発展に活用しており、大学の研究活動等に極めて重要な役割を果たしています。



## (1) 奨学寄付金の申込について

星薬科大学へのご寄付をご検討されている企業・個人の皆様は、本学の研究担当者と相談の上、奨学寄付金申込書を作成し、事務担当窓口（総務部庶務係）に提出ください。なお、寄付金に次のような条件が付されている場合は、受入れることができないのでご留意願います。

- ① 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- ② 奨学寄付金による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他、これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- ③ 奨学寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- ④ 寄付申込後、寄付者がその意思により、奨学寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

## (2) 受入の流れ

- ① 「奨学寄付金申込書」をご提出ください。
- ② 本学より「奨学寄付金申受について」のご案内をお送りいたしますので、所定の銀行口座へのお振込をお願いいたします。
- ③ お振込の確認後、「寄付金領収書」をお送りいたします。

## (3) 税制上の優遇措置

本学にご寄付いただいた場合、以下のとおり税制上の優遇措置が講じられています。

- ・ 企業の方の場合、ご寄付いただいた金額を損金算入することができます。  
(法人税法第37条第3項第2号)

## (4) 問い合わせ先

総務部庶務係

E-mail : kenkyushien[at]hoshi.ac.jp ※ [at]を@に変換してください。